

カードローン・カード規定

1. (カードの発行)
福岡中銀各種カードローン・カードは、福岡中銀カードローン契約書にもとづき当行が発行するものとします。
2. (カードの利用)
 - (1) カードは当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携行」という)の現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という)を利用して、当座貸越借入金の出金をする場合に利用するものとします。この場合、この規定に定めのない事項については、カードローン契約書により取扱います。
 - (2) 提携行の支払機を使用して、当座貸越借入金の出金をするときは、当該提携行に対し、同行所定の手数料を、お支払いいただきます。この場合当行は手数料を、当座貸越借入金の出金時に、払戻請求書なしで利用口座から自動的に引落しのうえ、提携行に支払います。
3. (支払機による出金)
 - (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の出金をするときは支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。
 - (2) 支払機による出金は、当行又は提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行又は提携先所定金額の範囲内とします。
 - (3) 提携行の支払機を使用して当座貸越借入金の出金を行なう場合、その金額と手数料金額の合計額が貸越極度額を超えるときは出金できません。
4. (支払機故障時の取扱い)
 - (1) 停電、故障等により当行の支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内(午前9時から午後3時まで)に限り、当行本支店の窓口で、カードにより当座貸越借入金の出金をすることができます。なお、提携行の窓口ではこのお取扱いはいたしません。
 - (2) 前項による出金を受ける場合には、当行所定の借入請求書に氏名、金額、および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。
5. (カードの紛失、届出事項の変更等)
 - (1) カードを失ったときまたは氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
6. (暗証照合等)
 - (1) 支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、当座貸越借入金の出金をした場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携行は責任を負いません。
 - (2) 窓口においてカードと暗証を有効なものと認めて支払いをした場合、および諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。
7. (カード期限)
 - (1) カードローン契約書に定める期限をカード期限とします。
 - (2) カードローン契約書に定める約定により取引期限が延長された場合には、カード期限は自動的に延長するものとします。

(3) カードローン契約書に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードはカード期限にかかわらず無効とします。

8. (解約等)

(1) この取引の解約または終了に際しては、カードを当店に直ちに返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合にはその利用おことわりすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

9. (譲渡・質入れの制限)

カードは譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

10. (通帳による借入れ)

この通帳および印章によるお借入れの場合、借入請求書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

11. (規定の変更)

(1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上